

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱

(通 則)

- 1 令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている介護サービス事業所等が介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な運営に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」に基づき、県内に所在する介護サービス事業所等の事業者が行う事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（事業主体が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	知事が必要と認めた額	令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業に必要な報酬、給与、報償費、賃金、職員諸手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費	$\frac{10}{10}$

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）（以下「耐用年数等省令」という。）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別紙様式第 4 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに、知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は耐用年数省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第 1 による申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変化により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第 2 による変更交付申請書に関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の概算払)

- 8 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 9 この補助金の事業実績報告は、別紙様式第3による事業実績報告書に関係書類を添えて、別途定める日（7（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 10 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

- 11 特別の事情により4、6、7及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別紙様式第 1

第 号
年 月 日

香 川 県 知 事 殿

申請者 所在地
事業者名
代表者名

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業補助金交付申請書

標記のことについて、次のとおり補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請する。

記

申請額 金 円

(添付書類)

- 1 総括表 (様式 1)
- 2 事業所・施設別申請額一覧 (様式 2)
- 3 事業所・施設別個票 (様式 3)
- 4 支払いを証明する書類 (領収書等)

(様式1) 総括表

申請者	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		E-mail	
	代表者の職・氏名	職 名		氏 名	
	申請に関する担当者	職 名		氏 名	
申請内容					
サービス種別	助成対象	緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業			
		(ア)、(イ)		(ウ)	
		事業所・施設数	申請額	事業所・施設数	申請額
通所系	通所介護事業所(通常規模型)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	通所介護事業所(大規模型 (I))	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	通所介護事業所(大規模型 (II))	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	認知症対応型通所介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	通所リハビリテーション事業所(通常規模型)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	通所リハビリテーション事業所(大規模型 (I))	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	通所リハビリテーション事業所(大規模型 (II))	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
短期入所系	短期入所生活介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	短期入所療養介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
訪問系	訪問介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	訪問入浴介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	訪問看護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	訪問リハビリテーション事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	夜間対応型訪問介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	居宅介護支援事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	福祉用具貸与事業所	— か所	— 千円	0 か所	0 千円
	居宅療養管理指導事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
多機能型	小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
入所施設・居住系	介護老人福祉施設	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	地域密着型介護老人福祉施設	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	介護老人保健施設	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	介護医療院	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	介護療養型医療施設	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	認知症対応型共同生活介護事業所	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	養護老人ホーム(定員30人以上)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	養護老人ホーム(定員29人以下)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	軽費老人ホーム(定員30人以上)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	軽費老人ホーム(定員29人以下)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	有料老人ホーム(定員30人以上)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	有料老人ホーム(定員29人以下)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
	サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
小 計		0 か所	0 千円	0 か所	0 千円
合 計 ((1)+(2))				0 千円	

(ア)・・・新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む)

(イ)・・・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

(ウ)・・・感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に
応援職員の派遣を行う事業所・施設等

(様式2) 事業所・施設別申請額一覧

(単位:千円)

No.	介護保険 事業所番号	事業所・施設名	サービス種別	(ア)、(イ)			(ウ)			申請額計(g)	備考
				基準単価(a)	所要額(b)	申請額(c)	基準単価(d)	所要額(e)	申請額(f)		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
合計											

(注)

- 1 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えないが、列の挿入は絶対に行わないこと。
- 2 「基準単価(a)」及び「基準単価(d)」は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」の別添3に記載された基準単価を記入すること。
- 3 「所要額(b)」及び「所要額(e)」は「(様式3) 事業所・施設別個票」に記載した所要額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- 4 「申請額(c)」は、「基準単価(a)」と「所要額(b)」を比較して低い方の額を、「申請額(f)」は、「基準単価(d)」と「所要額(e)」を比較して低い方の額をそれぞれ記入すること。
- 5 「申請額計(g)」は、「申請額(c)」と「申請額(f)」の合計額を記入すること。(自動計算)

(様式3) 事業所・施設別個票

事業所・施設 の 状 況	フリガナ			介護保険事業所番号
	事業所・施設の名称			
	サービス種別		定員	人
	事業所・施設の所在地	(郵便番号 -) ※定員は短期入所系、入所施設・居住系のみ記載		
	連絡先	電話番号		E-mail
	管理者の氏名			
区分	<input type="checkbox"/> (ア)、(イ) <input type="checkbox"/> (ウ)			

(ア)、(イ)

基準単価

千円

所要額

千円

助成対象の区分		※下から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	※別紙の①の額の千円未満切り捨て
<p>(ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(休業要請を受けた事業所・施設等を含む)</p> <p>①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む) ※1～※4</p> <p>②濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所(※2)、短期入所系サービス事業所(※3)、介護施設等(※1)</p> <p>③都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所(※4)、短期入所系サービス事業所(※3)</p> <p>④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(①、②の場合を除く) ※1</p> <p>⑤病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等(※5)</p> <p>(イ) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所(※4)</p> <p>(ア) ①、③以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る))</p>			

<積算内訳>

費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
合計(①)	0	

(ウ)

基準単価	千円	所要額	千円
------	----	-----	----

助成対象の区分		※下から該当する番号を1つ選択して記入 (複数該当する場合には一番小さい番号のものを記入)	※別紙の②の額の千円未満切り捨て
<p>(ウ)感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(以下のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等(※1～※4)</p> <p>A (ア)の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等</p> <p>B 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所</p>			

<積算内訳>

費目	所要額(円)	用途・品目・数量等
合計(②)	0	

- ※1 介護施設等
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護 医療院、介護療養型医療施設、
認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、
有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
- ※2 訪問系サービス事業所
訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、
夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る)並びに居宅介護支援事業所、
福祉用具貸与事業所(ア)の事業を除く)及び居宅療養管理指導事業所
- ※3 短期入所系サービス事業所
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る)
並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る)
- ※4 通所系サービス事業所
通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、
小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)
- ※5 高齢者施設等
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

別紙様式第2

第 年 月 日
号

香川県知事 殿

申請者 所在地
事業者名
代表者名

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業補助金変更交付申請書

標記のことについて、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

記

申請額 金 円

(添付書類)

- 1 総括表 (様式1)
- 2 事業所・施設別申請額一覧 (様式2)
- 3 事業所・施設別個票 (様式3)
- 4 支払いを証明する書類 (領収書等)

別紙様式第3

第 年 月 日
号

香川県知事 殿

申請者 所在地
事業者名
代表者名

令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等の
サービス提供体制確保事業補助金実績報告書

標記のことについて、次のとおり関係書類を添えて報告する。

記

精算額 金 円

(添付書類)

- 1 総括表(様式1)
- 2 事業所・施設別申請額一覧(様式2)
- 3 事業所・施設別個票(様式3)
- 4 支払いを証明する書類(領収書等)

第 号
年 月 日

香川県知事 殿

申請者 所在地
事業者名

代表者名

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金について、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要綱第5の(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。